

2020年6月11日

原子力規制庁長官 荻野 徹 様
資源エネルギー庁長官 高橋 泰三 様

平和と民主主義をめざす全国交歓会(ZENKO)
関電前プロジェクト 秋野恭子 090-1588-6351
大阪市城東区蒲生1丁目6-21 LAGセンター
TEL/FAX 06-6931-0277

[請願趣旨]

6月11日で東日本大震災・福島原発事故から9年3ヶ月となります。しかし日本社会は、本質的な意味で何かひとつでも「復興」を成し遂げたと言えるでしょうか。そして新型コロナウイルスによる感染拡大が日本列島を襲いました。原発、感染症拡大、いずれをとっても現代社会が人類のあり方に大きな問い合わせをしていると言わざるをえません。

今は何より、命を守ることを最優先に行動すべきときです。やむにやまれぬ思いから、以下の請願を行います。ご回答をよろしくお願ひします。

電力会社は、新型コロナウイルスの感染拡大に対処するため、特措法に基づく指定公共機関として、電力供給継続の任務を担っています。ですが中央制御室の運転員に新型コロナウイルスによる感染者が出た場合、当該シフトの職員、交代時に接触する他のシフトの職員も濃厚接触となります。

保安規定では「当直12名、重大事故対応40名、計52名の人員が確保できない状態になれば運転を停止する」とありますが、要員を確保できる保障はない上、停止後も冷却するために人が必要であり、感染者が発生してからでは対処できない危険性があります。

このような状態になりかねない場合、原発の安全の確保は大変難しいと思われます。よって原発を停止することが先決です。

原発の重大事故が起きれば、住民が「3密」を避け、避難することはかぎりなく不可能に近いと考えられます。コロナ感染防止と原発事故による放射能被ばく防止の両立は、相反することであり極めて困難です。

内閣府は5月14日、原子力発電所で大事故が起きるなどした際の避難計画には、感染症の流行への具体的な対策がなされていないとし、計画内容の見直しを検討すると発表しました。しかし内閣府の原子力防災担当を所管する部署においても未だ感染症に対する具体的な対応や手順はまとめられてはいません。また原発周辺の市町村は感染症対策を盛り込んだ避難計画を直ちに修正することができません。

昨今の自然災害の激しさをみれば、いつ原発事故が起こるかもしれません。その前に原発を停止するべきです。

関西電力は私たちの電気料金を原発マネーとし、業者に垂れ流し、関電幹部に還流していました。これは、「住民の安全・安心・命」をないがしろにした行為であり、不信感と原発事故への不安感は増すばかりです。

昨年の原子力規制庁との交渉では「老朽原発への審査内容は他の原発と変わりない」との回答でした。しかし40年以上前に建設された原発の基準が今では不適当とされる部分もあるはずです。

また、原子炉への長期間の中性子照射による脆性の検査体制が確立していない中で、廃炉期間直前の審査合格はありません。特に危険な老朽原発である美浜原発と高浜原発の稼働許可を取り消してください。

六ヶ所村の再処理工場は、技術的な問題、ミスの隠ぺいなどで完成時期が四半世紀にわたり、24回も延期されています。現在、核燃サイクルの破たんは明らかな状況です。海外からもプルトニウム抽出作業は、軍事利用につながると国際的な懸念も持たれています。

イギリス・フランスの再処理工場周辺では白血病が多発と人体への影響が報告されています。原発1年分の放射能を1日で出す再処理工場はとんでもない公害工場です。この工場の審査合格の撤回を求めます。

福島第一原発の処理水に基準を超えるストロンチウムなどの放射性核種が含まれていることが発覚しています。またトリチウムは有機結合型トリチウムに変化すると体内にとどまる時間が長くなり、被ばくの危険性が増します。

国連海洋法条約では、第194条「海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置」の項で「あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適当なときは共同して、この条約に適合するすべての必要な措置をとる」と定められています。同条約を批准している日本政府は、これを遵守しなければならない。

トリチウムの分離技術は存在し、実際にアメリカで行われています。また陸上に大型タンクを建設する方法、モルタル固化案などもあります。それらを無視し、漁業を行う地元の人たちや、多くの反対の声を無視して海洋放出を認めることは国連海洋法条約をも無視することであり、許されることではありません。原子力規制委員会が拙速な判断で海洋放出を決めることがないよう請願します。

日本では温暖化の影響が豪雨や強い台風の来襲という形でも現れています。一昨年の西日本豪雨では愛媛県が、昨年の台風19号では福島県が全県にわたる洪水・土砂災害に見舞われました。伊方原発や福島第一・第二原発に被害が出なかったのは偶然としか言えません。

5月20日には、サイクロン「アンファン」がインドを直撃し、暴風や高潮でインドとバングラデシュで90人以上の人人が亡くなり、300万人が避難する事態となっています。

現在の「新規制基準」はこれらの災害を想定していません。規制委員会に気象や豪雨・土砂災害、感染症対策の専門家を加え、「新規制基準」を見直すべきです。

[請願事項]

- 1、原発の中央制御室は、コロナウイルス感染拡大の恐れがあり、安全対策のためコロナ終息まで原発停止を請願します。
- 2、原発事故が起きた際、避難住民へのコロナウイルス感染を防ぐ対策は不可能です。事故が起こる前に全ての原発停止を請願します。
- 3、関西電力に原発を動かす資格はありません。原発稼働許可の取り消しを請願します。
- 4、再処理工場の審査書案を認めた判断に対し、撤回を請願します。
- 5、原子力規制委員会は、汚染水の海洋放出をしない判断をすることを請願します。
- 6、「新規制基準」に洪水や土砂災害、感染症に対する基準を設けることを請願します。